

神崎町地内水路改良工事（8-1）

特 記 仕 様 書（2）

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 この仕様書は、神崎町地内水路改良工事（8-1）で実施する支保の製作据付工事に適用する。
- 2 受注者はこの仕様書によるほか「岡山市土木工事仕様書」及び「土地改良事業計画設計基準」他により工事を行うこと。
- 3 この仕様書及び図書に明示のない事項又は、疑義を生じた事項は、監督員の指示又は承諾を得るものとする。

第2条 一般事項

- 1 受注者はこの仕様書及び添付図面により製作し、指定する場所に納入据付後試運転調整を行ない、所定の成績を納めたうえで引渡を行なうものとする。
- 2 受注者は、この仕様書及び添付図面に明示のない事項といえども、使用上当然必要なるものは全て具備するものとするが、疑義が生じた場合は、監督員の指示・承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、各種器機の搬入・据付工事等の時期・順序・施行方法等をあらかじめ監督員と協議し、施行計画の承諾を得るものとする。

第3条 適用規格基準

- (1) 水門鉄管技術基準
- (2) 日本産業規格（J I S）
- (3) 日本標準規格（J E S）
- (4) 農林省土地改良事業計画設計基準
- (5) 労働安全衛生規則・消防法
- (6) 岡山市土木工事共通仕様書及び農業土木専門工事共通仕様書
- (7) その他関係規則及び基準

第4条 工程表及び施行計画

土木工事共通仕様書により提出するものとする。

第5条 提出図書

受注者は下記により必要な図書を提出し承認を得なければならない。

1 承認図書

受注者は、契約締結後すみやかに、具体的な設計協議を行い、監督員の承認を得た後、製作に着手するものとする。

2 完成図書

受注者は、工事完了までに最終図書、各種検査資料等一括ファイルにして、完成図書として2部提出するものとする。

3 写真

受注者は、下記の写真をA4版に整理して提出するものとし、これに要する費用は全て受注者の負担とする。

- | | | |
|-----------------------------|-----|----|
| 1. 完成写真 | カラー | 1部 |
| 2. 検査写真（中間検査、竣功検査） | 〃 | 1部 |
| 3. 工場製作後確認できない部分の形状寸法のわかる写真 | 〃 | 1部 |
| 4. 工場製作加工の過程を記録した写真 | 〃 | 1部 |
| 5. 工事施行写真（据付等） | 〃 | 1部 |

第6条 諸法規の遵守

受注者は、工事の施行に当たって各関係者法規を遵守すると共に、これに基づく許可については全て受注者の負担において行うものとする。

第7条 検査及び試験

検査とは中間検査、完成検査及び関係官公庁等の行う検査とする。試験とは現地据付後の支保の性能試験、主要部材等の一般的な試験とし、これに要する費用の一切は受注者の負担とする。

第8条 機器取り扱い指導

機器取り扱い操作方法、保守管理に必要な事項を受注者の負担で管理人に技術を習得させなければならない。

第9条 保障

保障とは供用後1カ年とする。なお、この時期を過ぎても請負者の故意又は重大な過失による事故については、受注者の責任において修理又は取り替えを無償にて行なうものとする。

第2章 設計条件

第10条 設計一般

- 1 設計は各条件を満足し、強度、耐久性、経済性、効率的保守点検等を考慮するものとする。
- 2 構造計算における許容応力は、原則として適用規格基準により設計するものとする。
- 3 支保の据付は添付図面に示した土木構造図に適合するよう設計するものとする。

第11条 設計項目

設計は規格基準により適正に行なうものとする。

第3章 製作仕様

第12条 製作

- 1 製作工事に当たっては、農業土木専門工事共通仕様書により正確に施工するものとする。
- 2 製作は設計図、工作図等により正確に行なうものとする。
- 3 製作に着手する前に必要に応じ原寸図を作成し、設計図の不備や製作上の支障の有無を照査するものとする。
- 4 製作（運搬を含む）に支障のないかぎり継手部（ボルト組立部は除く）は工場溶接とし、現地溶接継手部分は出来るかぎり少なくするように考慮するものとする。

第13条 塗装

塗装は工場塗装及び現場塗装とし、土木工事共通仕様書及び水門鉄管技術基準等の関係基準・仕様・法規に準じて設計を行なうこと。

鋼製支保・・・・・・・・・・ 溶融亜鉛メッキ（HDZT77）

第4章 荷造輸送

第14条 荷造輸送は、農林土木専門工事共通仕様書により行なうものとする。

1 荷造

各製品は、運搬過程において変形、破損が生ずることがないように完全な荷造をしなければならない。

2 輸送

輸送に先立ち輸送期日、時間及び輸送明細書等を監督員に提出し承認を得るものとする。また、大型トラック等による輸送にあたり市街地、深夜早朝等については、所管の官公署あてに関係法規に基づく所定の手続を行なったのち道路交通法規を厳守し事故、妨害、公共物破損等のないよう安全運転に、徹するものとする。

第5章 据付

第15条 一般事項

1 据付工事に当たっては、農林土木専門共通仕様書により正確に施工するものとする。

2 安全管理等

- 1) 据付工事中は安全教育の徹底を図り人身事故並びに施設損傷等のないように期するとともに保安設備、標識等を設け第三者の防災にも万全の措置を講ずるものとする。
- 2) 据付工事中は、洪水、出水に対して十分留意すると共に、安全の確保に努めるものとする。

3 施工管理

据付工事に際して、管理基準に従い施工するものとし、据付精度の記録等を監督員に提出するものとする。

第6章 施工範囲

第16条 設備の概要

1 鋼製支保

1) 規格

形式	土留め
設置数	6 本
長さ(平均)	6.10 m

2) 主要材料

H形鋼	SS400又は同等以上のもの
平鋼	SS400又は同等以上のもの

3) 重量

重量（1本あたり）

H形鋼	0.190 t
平鋼	0.021 t